



2018 年 12 月 4 日

各 位

会社名 アイカ工業株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 小野 勇治
(コード番号：4206 東証・名証各第 1 部)
問合せ先 執行役員 総務部担当 天野 利通
(TEL：052-533-3134)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の非継続(廃止)に関するお知らせ

当社は、2007 年 6 月 22 日開催の第 107 回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます）を導入いたしました。その後、直近では 2016 年 6 月 23 日開催の第 116 回定時株主総会の決議により継続しており、本プランの有効期間は 2019 年 6 月開催予定の第 119 回定時株主総会終結の時までとなっております。

このたび、当社は、本日開催の取締役会において、2019 年 6 月開催予定の第 119 回定時株主総会の終結の時をもって、本プランを継続せず廃止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます）を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みとして、本プランを導入してまいりました。

また、本プランの導入以降においても、「アイカ 10 年ビジョン」と中期経営計画「C&C2000」の策定やその着実な実行による企業価値の向上、増配などの株主還元の充実、コーポレートガバナンスの強化に積極的に取り組んでまいりました。さらに、経営環境の変化、買収防衛策をめぐる最近の動向、株主の皆様のご意見等を踏まえ、ガバナンス委員会や取締役会で本プランの継続の必要性を慎重に検討してまいりました。

その結果、本プランを継続する必要性が相対的に低下してきているものと判断し、本日開催の取締役会において、本プランを継続せず、有効期間が満了する 2019 年 6 月開催予定の第 119 回定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本プラン廃止後も引き続き、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組むとともに、当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努め、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

以 上